対象事業の規模要件について

１　環境影響評価法における第二種事業の規模要件の考え方

【環境影響評価法第２条】

この法律において「第二種事業」とは，前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって，第一種事業に準ずる規模を有するもののうち，環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を…

【環境影響評価法　逐条解説より】

第二種事業の規模要件は，法第二条第二項第一号に規定する事業種に対応してそれぞれ個別に定められるものであるが，「準ずる事業」という言葉のみでは，どこまでの幅を第二種事業として定めうるのかが明確ではない。

このため，行政裁量の幅を明確にするために，第二種事業の規模を定めうる範囲を，第一種事業の規模に対する比として政令で定めることとした。

第一種事業の規模要件にこの比を乗じた規模が，第二種事業の規模を定めうる下限値となる。

【政令で定める比率「0.75」】

法令用語の前例に照らしつつ，「準ずる」という語義から見て妥当な数値として，0.75（75%）としたものである。

２　新潟県環境影響評価条例の規模要件

県条例の法対象事業の規模要件は，国の規模要件の 75%（＝第二種事業規模要件）となっている。

なお，特別配慮地域は，一般地域の 2/3 となっている。

３　新潟市環境影響評価条例の規模要件（案）

①新潟市の一般地域の対象事業の規模要件は，個別事業の特性に応じて，規模要件を県規模要件より引き下げる。本市は，県の 1/3 の人口を有し，物流や交通の拠点となっており，事業所等の集積度が高い。本市における対象事業の基準は，住環境・自然環境の保全と経済発展・住環境整備の両者を鑑み，県に「準ずる」規模要件を採用し，法の規模要件の 50%とする。

②法の規模要件の 50%よりも県条例の規模要件の方が小さい場合は，県条例の規模要件を適用する。

③法に無い事業については，県条例と同等の規模要件とする。

④飛行場については，環境基準不適合地域があることから，県条例と他の政令市の規模要件の中で最も厳しいものを適用する。

⑤県条例が独自に定める事業の規模要件が，他の政令市の規模要件の範囲に無く緩い場合は，別途検討して県条例よりも厳しい規模要件を設定する。

⑥特別配慮地域は，県と同様に一般地域の 2/3 の規模を採用する。